

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	地方税収納・滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あわら市は、地方税収納・滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県あわら市長

公表日

令和7年11月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税収納・滞納管理に関する事務
②事務の概要	あわら市は、地方税法等に基づき、地方税収納・滞納管理に関する事務を行っており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①収納・滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査、照会文書の回答 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会 ⑤納税者の宛名情報の特定や突合を行う共有宛名管理事務 ⑥滞納者の折衝記録管理 ⑦滞納者の財産情報の管理 ⑧滞納処分関連帳票の作成
③システムの名称	・収納システム ・口座管理システム ・滞納管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48項 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部 税務課 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	市民生活部 税務課 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8013
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、作業の実施にあたっては、複数の職員で確認を行うなど適正な処理を行っている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	団体内統合宛名システムへのアクセスは、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定し、適切に権限管理を行うことで、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)による不正使用の対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	【情報照会】 番号法第19条第7項 別表第二第27項 【情報提供】 なし	事後	
令和1年6月20日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	収納推進課長 青池 憲泰	収納推進課長	事後	
令和1年6月20日	しきい値判断基準日	平成27年10月1日	令和元年6月1日	事後	
令和7年11月21日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16項	番号法第9条第1項 別表24項	事後	法令改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7項 別表第二第27項 【情報提供】 なし	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48項 【情報提供】 なし	事後	法令改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部税務課	市民生活部 税務課	事後	人事異動に伴う部署名等変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	収納推進課長	税務課長	事後	人事異動に伴う部署名等変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	財政部 収納推進課 〒919-0692福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8013	市民生活部 税務課 〒919-0692福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8013	事後	人事異動に伴う部署名等変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	財政部 収納推進課 〒919-0692福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8013	市民生活部 税務課 〒919-0692福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8013	事後	人事異動に伴う部署名等変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和7年10月31日 時点	事前	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和7年10月31日 時点	事前	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	IV リスク対策 8. 人手を介入させる作業	-	新規	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	IV リスク対策 9. 監査	令和1年6月1日 時点	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無: [<input type="checkbox"/>] 自己点検	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	IV リスク対策 10. 従業員に対する教育・啓発	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 [十分に行っている]	IV リスク対策 10. 従業員に対する教育・啓発 [十分に行っている]	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新規	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない